

令和6年度 母子・父子・寡婦福祉資金一覧

★利子欄の「※無利子」とは条件付き（連帯保証人を立てる）で無利子になる資金で、有利子となる場合があるもの。

資金名 資金使途	貸付限度額（月額・円）						償還 期間	据置 期間	利子				
	限度額の範囲内で、学校案内等に記載されている授業料等を申請した月からの月数で割った額。												
	学校等種別		学年別										
			1年	2年	3年	4年	5年						
修学資金 児童又は寡婦が扶養している子が、高校・大学等の修学において必要となる授業料・教科書代・通学費等に充てる資金 ※ 高校授業料実質無償化のため、授業料及び授業料相当分は、原則、貸付対象外	高等学校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			20年以内	ただし、専修学校に就学する児童にあって、一般課程を履修する者は5年以内	卒業後6ヶ月	無利子	
			自宅外通学	34,500	34,500	34,500							
		専修学校 (高等課程)	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000						
				自宅外通学	52,500	52,500	52,500						
	高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500					
			自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500					
		私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500					
			自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000					
	専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500								
			自宅外通学	78,000	78,000								
	短期大学	私立	自宅通学	89,000	89,000								
			自宅外通学	93,500	93,500								
	上段:専修学校 下段:短期大学	私立	自宅通学	126,500	126,500								
			自宅外通学	131,000	131,000								
	大 学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000						
自宅外通学			108,500	108,500	108,500	108,500							
私立		自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500							
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000							
大 学 院	修 士 課 程		132,000	132,000									
	博 士 課 程		183,000	183,000	183,000								
専修学校(一般課程)			54,000	54,000									

- 有利子の利率については、平成28年4月1日以降の貸付から年1%、平成28年3月31日までの貸付は年1.5%
- 専修学校(専門課程)は、日本学生支援機構学資貸与対象校のみ貸付対象。また、専修学校(高等課程)は、大阪府育英会対象校のみ貸付対象
- 日本学生支援機構奨学金貸与対象者については、必要と認められる場合は、日本学生支援機構貸与月額との差額の範囲内で貸付
- 大阪府育英会奨学金貸与対象者については、必要と認められる場合は、大阪府育英会貸与年額との差額の範囲内で貸付
- 授業料の減免制度や助成制度、他の貸付制度等を活用されている場合は、必ず申し出てください

資金名	資金使途	貸付限度額(円)		償還期間	据置期間	利子
		※貸付限度額の範囲内で、必要と認められる金額				
就学支度資金	児童又は寡婦が扶養している子が、高校・大学等への入学に際し必要となる被服の購入や入学金等に充てる資金(授業料については「修学資金」又は「修業資金」となります。)	区分	入学金等	20年以内	卒業後 6ヶ月	無利子
		小学校	64,300			
		中学校	81,000			
		高等学校 高等専門学校 専修学校(高等課程)	国公立の場合: 150,000(160,000) 私立の場合: 410,000(420,000)			
		大学、短期大学 専修学校(専門課程) 大学院	国公立の場合: 410,000(420,000) 私立の場合: 580,000(590,000)	5年以内		
		修業(中卒)	150,000(160,000)			
		修業(高卒)	272,000(282,000)			
専修学校(一般課程)	150,000(160,000)	()内は、自宅外通学の場合				
修業資金	児童又は寡婦が扶養している子が、就労するのに必要な知識技能を修得するに際し授業料等に充てる資金	月額(5年を限度) (自動車運転免許取得(ただし、高校3年等在学時に就職内定等を受けた児童 460,000))	68,000	20年以内	習得期間 満了後1年	無利子
技能習得資金	母親又は父親本人が、就労するのに必要な知識技能を習得するに際し、授業料等に充てる資金	月額(5年を限度) (直接就労に必要な場合の自動車運転免許取得 460,000)	68,000	20年以内	習得期間 満了後1年	※無利子
生活資金	【知識技能を習得している期間】 技能習得期間中の生活に必要な資金	月額(5年を限度)	141,000	20年以内	習得期間 満了後6ヶ月	※無利子
	【医療又は介護を受けている期間】 医療介護を受けている期間において生活費を補給する資金	月額(1年を限度)	108,000	5年以内	医療介護期間 満了後6ヶ月	※無利子
	【失業貸付期間】 失業期間中の一時的な生活困窮時の生活費を補給する資金	月額(1年を限度)	108,000	5年以内	6ヶ月	※無利子
	【生活安定貸付期間】 配偶者のない女子又は配偶者のない男子となって7年未満の世帯の生活費を補給する資金	月額(2年を限度) (養育費取得のための裁判費用は12ヶ月相当の一括貸付が可能)	108,000	8年以内	貸付期間 満了後6ヶ月	※無利子
就職支度資金	母親又は父親本人及び扶養している子が就職の際に必要な資金	105,000 (通勤不便地における通勤用自動車購入の場合 340,000)	6年以内	1年	※無利子 無利子	
医療介護資金	母親又は父親本人及び児童が医療を受けるのに必要な費用に充てる資金	(限度:1年) (特に経済的に困難な事情にあると認められる場合 480,000)	340,000	5年以内	医療期間 満了後6ヶ月	※無利子
	母親又は父親本人が、介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるのに必要となる費用に充てる資金	(限度:1年)	500,000	5年以内	介護期間 満了後6ヶ月	※無利子
事業開始資金・ 事業継続資金	新規貸付を行っていません。 事業のリスクが高くひとり親家庭等の自立を阻害するケースが多いため、原則新規貸付を行っていません。					
結婚資金	児童又は寡婦が扶養している子の婚姻に際し、挙式披露・家具購入等の費用に充てる資金	320,000	5年以内	6ヶ月	※無利子	
住宅資金	現に居住・所有する住宅を補修・保全等するのに必要な費用に充てる資金	1,500,000 (災害等特別な場合 2,000,000)	6年以内 (7年以内)	6ヶ月	※無利子	
転宅資金	住居の移転に際し必要な敷金・保全等するのに必要な費用に充てる資金	260,000	3年以内	6ヶ月	※無利子	